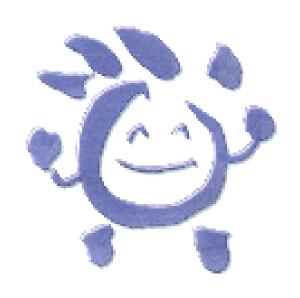
第23回 千代田まちづくりサポート 応募の手引き(はじめて部門・一般部門)



令和5年4月 公益財団法人 まちみらい千代田

Chiyoda city Management Foundation

1. 千代田まちづくりサポートとは

「千代田まちづくりサポート」は、現在、将来にわたって千代田区を活気ある、住みよい魅力的なまちにする、市民の自主的で主体的なまちづくり活動を応援し助成する事業で、平成10年(1998年)、財団法人千代田区街づくり推進公社ではじまり、公益財団法人まちみらい千代田(以下、「まちみらい千代田」という)が事業継承し、実施しています。

これまで、延べ266グループ(※普請部門を除く)の活動に助成してきました。

2. 募集部門

- (1) はじめて部門 (1年間のみ)・・・・→P4 参照
 - •助成額:一律5万円

(はじめたばかりのまちづくり活動に対する助成)

- (2) 一般部門(最大3年間)····→P4 参照
 - •助成額:5~50万円

(継続して自立を目指すまちづくり活動に対する助成)

- (3) 普請部門・・・・・別冊「応募の手引き(普請部門)」を参照してください。
 - 助成額: 最大 500 万円

(空き室等を改修して活用するまちづくり活動に対する助成)

3. 助成対象となる活動の例

活動内容については、活動するグループが独自に考えたものとなりますが、参考として、これまでの助成対象活動を下記に例示します。

- 地域のまちづくりへの提案をまとめる活動
- まちづくりに関するワークショップ、シンポジウム等の活動
- ・まちづくりに関する調査研究
- まちづくりグループのネットワークづくり
- ・地域の情報を提供する活動 など

このほかに歴史・伝統・文化・環境などの視点からの新しい多様な活動提案を期待しています。「こんなことでもいいのかな」と思ったら、気軽にご相談ください。

4. 事業スケジュール

助成事業については、下記のスケジュールで行います。

(1) 応募相談

- •5月8日(月)~31日(水)
- ※事前に電話で予約してください。※応募相談は必須です。
- (2) 応募受付
 - •5月15日(月)~6月16日(金)
- (3)公開審査会
 - 7月23日(日) <未定(千代田区内) >
- (4) 助成金の交付
 - •8月上旬(予定)
- (5) 活動ガイダンス・交流会
 - 8月下旬(予定)
- (6) 中間発表会
 - •11月(予定) <日時、会場未定(千代田区内)>
- (7)活動成果発表会

第23回 はじめて部門

• 令和6年4月(予定) <日時、会場未定(千代田区内)>

7月 8月 11月 4月 中間発表会 公開審查会 助成金交付 活動成果 活動ガイダンス・交流会 発表会 (書類審査で助成を決定) 第23回 一般部門 7月 8月 11月 4月 中間発表会 公開審查会 助成金交付 活動成果

5. 応募方法

(公開審査で助成を決定)

(1) 応募資格

• 3人以上のグループで、千代田区在住、在勤、在学、国籍は問いません。

活動ガイダンス・交流会

・千代田区のまちづくりを対象としたテーマで、継続して活動を行っている、あるいは 行おうという意志があること。

発表会

- ・他の部門との重複応募はできません。
- 応募申請したグループの代表者は他のグループの代表者を兼ねることはできません。

(2) 応募制限

- 同一の企画内容で千代田区または区に関係する団体から助成金や補助金等(土地建物の無償貸与などを含む)を受けている活動は応募できません。助成金の申請等を行っている場合は、応募時にその旨を申告してください。
- 政治、宗教や営利を目的とする活動は、助成の対象外とします。

(3)注意点

- 応募受付後の部門変更は認めません。
- 応募用紙は一般に公開されます。
- ・応募用紙の書式は変更できません。パソコンで作成する場合は、改ページ等でレイアウトが変わることがないようにしてください。
- グループ名は仮称ではなく、確定した名称をご記入ください。
- 助成対象後のイベントは活動グループの責任で開催するものとし、不測の事態が起き た場合、財団はその責務を負わないものとします。

(4) 疝募相談

- ・応募の手引きについての質問や相談のほか、まちづくりの活動全般についての相談を まちみらい千代田の窓口で受け付けます。
- ・ 応募用紙の書き方は、P7 のく応募用紙の書き方と注意点>を参照してください。

(5) 応募方法

- (1)インターネットやパソコンの環境がある方
- 応募用紙はまちみらい千代田ウェブサイトからダウンロードしてください。
- 応募用紙はメールで送信してください。
- ・応募受理の返信メールをもって、応募受付とします。不備がある場合は、その旨を 連絡します。
- ②インターネットやパソコンの環境がない方
- 応募用紙は、まちみらい千代田の窓口で配布します。
- ボールペンで記入してください。
- 提出期限までに、窓口で提出もしくは郵送してください。

※6月16日(金)必着

<提出先>公益財団法人まちみらい千代田 まちづくりサポート事務局

E-mail: machisapo@mm-chiyoda.or.jp TEL: 03-3233-7556

〒101-0054 千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア 4 階

6. 各部門の助成内容と審査方法について

(1) はじめて部門

- •助成額:一律5万円
- ※書類審査のみとなりますが、公開審査会には必ず出席してください。

<助成の対象>

- ・千代田区を活気ある、住みよい魅力的なまちにしようとする、市民主体のまちづくり活動の第一歩を踏みだそうとしている活動に対して助成を行います。
- 1回限りの助成とします。
- 経験豊富な専門家などが中心となるグループは除きます。

<審査方法>

- ・公開審査会前に書類審査で選考します。
- 選考結果は公開審査会前にお知らせし、公開審査会への出席をもって助成を決定します。
- ※欠席の場合は、助成決定を取り消します。
- ※公開審査会で活動内容を紹介していただきます。

<審査基準>

- まちづくり活動に対する意欲が感じられる活動であること。
- まちづくりに対する新しい視点がある活動であること。

(2) 一般部門

•助成額:5~50万円

<助成の対象>

- 千代田区を活気ある、住みよい魅力的なまちにしようとする、市民主体のまちづくり 活動に対して助成を行います。
- ・一つの活動に対して、3回(3年間)まで助成が受けられます。

<審査方法>

- ・公開審査会で選考します。応募グループは必ず出席してください。
- ※欠席の場合は、助成対象となりません。
- 発表用資料をもとに、プレゼンテーションを行っていただきます。<u>発表時間は3分で</u> す。(時間厳守)
- 発表後、審査会委員から質疑があります。
- 当日の発表用資料は、以下から選択できます。
- ①模造紙1~2枚程度、②パソコンを利用した8枚程度のスライド
- ※ただし、②の場合は、掲示用に見やすく印刷した物を別にご用意ください。
- ・審査会委員へ個別の資料配付はできません。

• 一次審査、二次審査と質疑応答を経て、助成を決定します。

<審査基準>

- 千代田区内における市民の主体的なまちづくり活動であること。
- 地域に元気をもたらし、コミュニティの活性化に貢献する活動であること。
- ・現在、将来にわたって住み・働き・学びやすく、魅力的な都市環境づくりに貢献する 活動であること。
- まちづくり活動に対する熱意があり、活動を発展させるための助成効果が高いこと。
- まちづくりに対する新しい視点がある活動であること。

なお、2年目以降の活動については、下記についても重点がおかれます。

- ・初年度に行った活動の発展性・持続性(2年目)
- •助成期間終了後の継続性(3年目)

7. 助成金の交付

- 公開審査会後に助成対象グループへ決定通知書と助成金請求書を送付します。
- 審査結果により助成額が申請額と異なるグループは、収支計画書を訂正して再提出 してください。
- グループ名義の口座を開設のうえ、通知に基づき助成金を請求してください。
- 上記の準備や書類提出が整い次第、指定の口座に助成金を振り込みます。
- 以下の場合は助成金の一部もしくは全額を返還していただきます。
 - ①相当の事中なく活動内容と申請内容が著しく相違したとき。
 - ②助成対象とされた活動が行えなくなったり、助成対象の要件を欠いたとき。
 - ③中間発表会、活動成果発表会に不参加のとき。
 - ④活動期間中に事務局からの連絡に応答がないなど、連絡が取れなくなったとき。
 - ⑤その他事務局の指示に従わなかったとき。

以上

<参考>これまでの助成実績

回(年)	一般部門		はじめて部門		テーマ部門		合 計	
四 (十 <i>)</i>	応募数	助成数	応募数	助成数	応募数	助成数	応募数	助成数
第1回 (1998)	18	15	_	_	_	_	18	15
第2回(1999)	22	15	_	_	_	_	22	15
第3回(2000)	15	8	_	_	_	_	15	8
第4回(2001)	12	8	_	_	_	_	12	8
第5回(2002)	30	20	_	1	_	_	30	20
第6回(2003)	22	18	1	1	1	1	22	18
第7回(2004)	27	17	1	1	1	1	27	17
第8回(2006)	14	14	ß	თ	1	1	17	17
第9回(2007)	19	16	2	2	1	1	21	18
第10回(2008)	10	9	1	1	_	_	11	10
第11回(2009)	15	13	1	1	1	1	16	14
第12回(2010)	13	8	2	2	_	_	15	10
第13回(2011)	12	8	2	2	_	_	14	10
第14回(2012)	5	4	0	0	-	-	5	4
第15回(2015)	11	10	5	თ	2	1	18	14
第16回(2016)	13	10	1	1	1	1	15	12
第17回(2017)	17	11	2	2			19	13
第18回(2018)	16	10	2	2	_	_	18	12
第19回(2019)	8	5	2	2			10	7
第20回(2020)	9	6	3	3	_	_	12	9
第21回(2021)	5	4	3	2			8	6
第22回(2022)	5	4	5	5	_	_	10	9
合 計	318	233	34	31	3	2	355	266

<応募用紙の書き方と注意点>

※応募前に必ずお読みください。

- ■助成対象経費について
 - ○助成金を使用できる経費は、応募する活動の実施に必要な費用です。
 - 〇次ページ【表 1】・【表 2】に助成金を使用できる経費の具体例と上限額を示します。 ただし、「助成が認められない経費」欄に記されたものは、除外されますのでご注意 ください。
- ■応募用紙の「活動の実施に関わる収支計画」の作成方法について
 - ○各部門の応募用紙の<u>「活動の実施に関わる収支計画」</u>には、応募する活動の実施に必要な支出・収入を記入してください。応募する活動以外の日常活動経費等は記入不要です。
 - ○金額の数字には、数字の3桁ごとの桁区切りにコンマ「,」を付けてください。
 - 〇次ページ以降の補足資料を参考に作成してください。
 - ○「費目」欄には【表1】・【表2】の費目を用いてください。
 - ○<u>「助成金を使用できる上限額が設定されている経費」、「応募時に理由が求められる助成対象経費」</u>がありますので、ご注意ください。上限を超える支出分については、自己資金で補ってください。(表 1 ~ 4 参照)
- ■助成決定後の収支計画の修正について
 - ○審査の結果、助成額と申請額が異なるグループは、助成金請求前に<u>変更後の「収支計</u> 画」を提出していただきます。
- ■活動終了後の会計報告について
 - 〇助成を受けて活動を行った後、活動成果報告書の提出に併せて「会計報告書」を提出 していただきます。その際、原則として、<u>すべての費用について領収証またはレシー</u> トの写しを添付していただきます。

【注①】領収証の要件

・領収証には、<u>「日付」「支払人(グループ名)」「金額」「摘要」「発行人」</u>が記入された ものが必要です。

[注②]

- ・公共交通機関の利用(交通費):利用日、利用区間、料金を報告してください。Suica や PASMO などへの入金シートは認められません。
- ・電話の使用料(通信費):通話目的、回数などを報告してください。
- ・領収証を提出できない事情がある場合は、事前に事務局までご相談ください。

■表1 助成対象経費一覧

費目	助成対象経費(例)	助成金を使用できる	助成が認められな
		上限額及び留意点	い経費
①謝 金	○謝金(勉強会講師など) ○作業費 (助成対象活動に伴う資料 整理、データ作成、集計など)	謝金上限額:30,000円/件作業費上限額: 700円/時間	×グループメンバ ーへの支払い
②交通費	〇イベント関係や調査活動 に伴う交通費 〇謝金対象の講師などへの 交通費	行き先、人数の予定を記載してください。	× <u>定例会、打合せな</u> <u>ど通常活動時のメ</u> ンバー交通費
③賃借料	○会議やイベントの会場費 ○駐車場、機材物品レンタル 費		×グループメンバ ーへの支払い (グループメンバ ーが所有または経 営する法人を含む)
④資料費	○参考図書、文献、写真など 資料の購入費		×活動終了後、個人 所有となる資料
⑤印刷費	〇助成対象活動で作成する チラシ、ポスターの印刷費 〇報告書・冊子の印刷費 〇コピー費、写真現像費	・製作物の単価、数量を記載してください。	
⑥通信費	○メンバー間の通信費や案内・会報の送料など○切手代、宅配便代○電話の通話料	• 電話通話料上限 額: <u>2,000 円/月</u>	×電話、インターネット接続などの導入費と毎月の基本料、データ・パケット通信料
⑦消耗品費	〇イベント使用物品などの 消耗品費 〇用紙、文具、プリンターイ ンク代、各種録用メディア、 手指消毒液 など	• 上限額: <u>30,000</u> 円未満/件	×活動終了後、個人 所有となる物品 ×飲食費
⑧その他の諸経費※①~⑦、⑨、⑩に該当しない経費等	○イベントに係るボランテ ィア保険 ○Zoom 使用料 など		

■表2 審査会で特に理由が求められる助成対象経費一覧 〇下表に示した費目は、原則助成対象になりませんが、活動に不可欠な場合は必要性を応募用紙の収支計画に必ず記載してください。合理性を審査のうえ、助成の可否を判断します。

費目	助成対象経費(例)	留意点	助成が認められな い経費				
⑨外注費	O30,000 円/件を超える 外部への委託費(コンサルタ ント料、ウェブデザイン作成 料、各種製作費、工事費など)	できるだけ具体的 に内容を記載してく ださい。	×グループメンバ ーへの支払い (グループメンバ ーが所有または経 営する法人を含む)				
⑩機材・備品費	○30,000 円/件を超える 機材・物品費	・できるだけ具体的 に内容を記載してく ださい。	×活動終了後、個人 所有となる物品				

■表3「活動の実施に関わる収支計画」の記入例(1)― はじめて部門

(1)支出 (※支出のない費目は削除してください。						
費目		内容(算出根拠)	金額(円)	費用小計 (円)	うち助成金 申請額(円)	
交通費		メンバー5名のイベント会場への交通費	5,000	5,000	5,000	
賃借約	料	会場使用料(@18,000 円×2回)	38,000 円×2回) 36,000 36,000		20,000	
印刷。	費	参加者募集チラシの作成 (@20 円×1,000 部)	20,000	20,000	20,000	
消耗战	品費	マジックペン・ガムテープ プリンターインク代	3,000 6,000	9,000	0	
その 経費	他の諸	参加者リクレーション保険	5,000	5,000	5,000	
合計 (円) (B)					(A)	
※(A)の <u>金額(万円未満切り捨て)</u> を応募用紙1ページ目に転記して ください。必ず(A)≦(B)となるよう計画を立てて下さい。 75,000				50,000		
(2)	(2)収入					
費 目(会費、参加費、寄付など)					金額(円)	
会費 (@1,000円×10名)					10,000	
自己	自 イベント参加費 (@500円×30名)				15,000	
目 己 資 金						
千代田まちづくりサポート助成申請額(A)				50,000		
合計(C) ※(B) = (C) となるように計画を立てて下さい。				75,000		

■表4「活動の実施に関わる収支計画」の記入例(2) - 一般部門

(1)支出 (※支出のない費目は削除してください。						
費目			費用小計 (円)	うち助成金 申請額(円)		
謝金 • 勉強会講師謝金 @30,000×5回		150,000	150,000	150,000		
交通費 ・講師交通費 ・メンバーの交通費		3,000 5,000	8,000	0		
●打合せ会議室使用料@1,000円×4回 ・講演会会場使用料		4,000 50,000	54,000	50,000		
資料費	・資料コピー代(@26 円×1,000 枚)	26,000	26,000	26,000		
印刷費	・参加者募集チラシの作成 (@30円×1,500部)	45,000	45,000	20,000		
消耗品費	・マジックペン・ガムテープ ・プリンターインク代		9,000	9,000		
その他の諸 経費	・参加者リクレーション保険	5,000	5,000	5,000		
外注費	・プレゼン資料 ※理由 講演会で使用する大きな説明地図を含む 一部専門的な作業について委託する。	100,000	100,000	50,000		
機材・備品費	6		60,000	50,000		
合計(円)			(B)	(A)		
※(A)の <u>金額</u> ください。	457,000	360,000				
(2) 収入				-		
費 目(会費、参加費、寄付など)				金額(円)		
会費 (@1,000円×52名)				52,000		
自 己 資 金			45,000			
ー 千代田まちづくりサポート助成申請額(A)				360,000		
合計 (C) ※ (B) = (C) となるように計画を立てて下さい。				457,000		

< 応募相談場所 >

公益財団法人まちみらい千代田 (千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア4階)

《交通》

★地下鉄

- 竹橋駅(東京メトロ東西線)3b出口より徒歩4分
- ・神保町駅(都営三田線・新宿線、東京メトロ半蔵門線) A9出口より徒歩7分
- ・小川町駅(都営新宿線)B7出口より徒歩8分

★JR

神田駅(山手線、京浜東北線)西口より徒歩15分

<募集概要ページ>





公益財団法人まちみらい千代田 まちづくりサポート事務局

〒101-0054 千代田区神田錦町 3-21 ちよだプラットフォームスクウェア4階

電 話:03-3233-7556 FAX:03-3233-7557

メール: machisapo@mm-chiyoda.or.jp